

プランI . 賠償責任総合補償プラン

(福祉事業者総合賠償責任保険)

社会福祉協議会が実施する事業の遂行に伴い、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。公的介護保険、支援費事業を含め、様々な事業を補償します。

対象となる主な事故例

- ① 所有・使用・管理する施設設備（昇降機を含む）の欠陥により利用者にケガをさせた。
- ② ヘルパーが利用者宅でサービス中、借りた家財を誤って破損した。
- ③ ヘルパーが利用者宅で介助サービス中、誤って転倒させ、ケガを負わせた。
- ④ サービス利用者のプライバシーを侵害した。
- ⑤ ケアプランの作成ミスで対象者に経済損害を与えた。
- ⑥ 提供した飲食物により食中毒を発生させた。
- ⑦ 貸与・販売・提供した福祉用具に欠陥があり、使用者にケガをさせた。
- ⑧ 生活支援員が利用者から依頼を受け預金口座から現金をおろし、利用者宅に運ぶ途中盗難にあった。等
(現金等損害賠償オプションにご加入の場合、この保険からはお支払いの対象とはなりません)

補償内容

補償内容		支払限度額	
		基本業務(左記以外)	日常生活自立支援事業のみ
対人・対物共通	1事故・保険期間中	1億円 (免責金額:なし)	2億円 (免責金額:なし)
受託財物	1事故・保険期間中	100万円 (免責金額:現金…5千円) (免責金額:現金以外…なし)	1事故:10万円 保険期間中:100万円 (免責金額:現金…5千円) (免責金額:現金以外…なし)
人格権侵害	1名・1事故・保険期間中	100万円 (免責金額:なし)	100万円 (免責金額:なし)
纯粹経済損失	1事故・保険期間中	1億円 (免責金額:5万円)	—
初期対応費用	1事故	100万円 (免責金額:なし)	100万円 (免責金額:なし)

注1) 地域包括支援センターの事業も基本条件の補償対象となります。

注2) 日常生活自立支援事業とそれ以外により補償金額が異なりますのでご注意ください。**日常生活自立支援事業のみ**

注3) 日常生活自立支援事業については、生活支援員・専門員も被保険者に含まれます。

お支払いする保険金の種類

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

保険金の種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に対して支払う治療費や修理費等 (損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含まれます。)
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
協力費用	当社が発生した事故の解決に当たる場合、当社へ協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
被害者治療費用等	「施設補償・業務遂行補償・生産物補償・仕事の結果補償」で損害の原因と規定される事由に起因して、他人に身体障害を与え、事故の日から1年以内に負担し当社が認めた次のいずれかに該当する費用。ただし、その被害者が180日以内に入院・重度後遺障害・死亡に至った場合に限りです。 (注) 法律上の損害賠償責任を負担するか否かを問わずお支払いの対象となりますが、損害賠償責任を負担した場合には、既にお支払いとなった本保険金は損害賠償金に充当されます。 a. 被害者が入院による治療を必要とする場合において、その治療に要した費用 b. 被害者が重度後遺障害を被った(被るおそれのある場合を含みます。)場合において、その原因となった身体障害の治療に要した費用

	<p>c. 被害者が死亡した場合において、葬祭に要した費用</p> <p>d. 見舞品の購入、見舞金または弔慰金に要した費用(社会通念上妥当な額を限度とし、被害者が損害賠償請求を行う意思を有していないにもかかわらず、被保険者の社会的地位、取引上の政策、個人的同情等を理由としてなされる給付を除きます。)</p>
初期対応費用	<p>「施設補償・業務遂行補償・生産物補償・仕事の結果補償」で損害の原因と規定される事由に起因して、被保険者が現実に支出した費用(通常要する費用に限ります。)であって損害の防止軽減または事故による被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた次のいずれかの費用。</p> <p>a. 事故現場の保存に要する費用</p> <p>b. 事故現場の取片付けに要する費用</p> <p>c. 事故状況または原因を調査するために要した費用</p> <p>d. 事故の調査を目的として被保険者の使用人を事故現場に派遣するために要した交通費、宿泊費または通信費等の費用</p> <p>e. 「生産物補償・仕事の結果補償」に規定する損害が発生した場合において、その損害の原因となったその生産物自体の保存、取片付けまたは回収に要した費用</p>
訴訟対応費用	<p>争訟費用が保険金として支払われる場合に、日本国内の裁判所に提起された訴訟に関連して支出した費用(通常要する費用に限ります。)であって、被保険者の損害賠償責任に関する争訟の解決について有益かつ必要と当社が認めた次のいずれかの費用。</p> <p>a. 被保険者の使用人の超過勤務手当、交通費、宿泊費または臨時雇用費用</p> <p>b. 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>c. 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発等を目的とする実験費用等は含みません。</p>

※特約に別の規定がある場合を除き、「損害賠償金」「損害防止費用」「権利保全行使費用」「緊急措置費用」の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から保険証券記載の免責金額を控除した額をお支払いします(注)。

ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、「損害防止費用」および「緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意が必要となりますので、支出を行う前に必ず当社までお問い合わせください。

(注) 支援事業補償には免責金額は適用されません。

※被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

(1) 全補償共通

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ② 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ③ 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)または騒擾(そうじょう)、労働争議に起因する損害賠償責任
- ⑥ 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する損害賠償責任
- ⑦ 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ⑧ 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ⑨ 被保険者が次の事由(実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合も含みます。)に起因して賠償責任を負担することによって被る損害
 - (a) 石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵)の人体への摂取もしくは吸引
 - (b) 石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
 - (c) 石綿等の飛散または拡散

等

(2) 施設損害補償・業務遂行損害補償

- ① 施設の新築・修理・改造・取壊し等の工事に起因する損害
- ② 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- ③ パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- ④ 自動車(原動機付自転車を含みます。ただし、販売等を目的として展示を行っている自動車は除きます。その自動車が走行している間はこの限りではありません。)の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑤ 施設外における船舶・車両(自転車・身体障害者用いす・歩行補助車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑥ 直接であると間接であるとを問わず、被保険者又はその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の

個人が行うことを許されていない行為を含みます。

- (c) 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

等

(3) 生産物・仕事の結果損害補償

- ① 生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体（生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の損壊を含みます。）に対する損害（その生産物の使用不能または修補に起因する賠償責任を含みます。）
- ② 仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体（仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の損壊を含みます。）に対する損害（その仕事の目的物の使用不能または修補に起因する賠償責任を含みます。）
- ③ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、売買もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ④ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害
- ⑤ 保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故
- ⑥ 直接であると間接であると問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - (a) 医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血、その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。
 - (b) はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復。その他法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。

等

(4) 支援事業損害補償

- ① 被保険者の犯罪行為（刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。）に起因する損害
- ② 被保険者の重過失による法令違反に起因する支援事業損害
- ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する損害
- ④ 支援事業の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害
- ⑤ 支援事業の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害

等

(5) 受託財物損害補償

- ① 被保険者もしくはその代理人またはこれらの者の同居の親族もしくは使用人が行いまたは加担した受託物の盗取に起因する損害
- ② 被保険者の使用人が所有または私用する財物を滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失または盗取されたことに起因する損害
- ③ 航空機、自動車、船舶（部品、付属品およびこれらに積載された財物を含みます。）または動物を滅失、破損もしくは汚損したことまたは紛失または盗取されたことに起因する損害
- ④ 受託物の自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食いにより起因する損害
- ⑤ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または自然発火もしくは自然爆発に起因する損害

等

(6) 人格権侵害補償

- ① 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害賠償責任
- ② 直接であると間接であると問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ③ 最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ④ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害賠償責任
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動、出版活動に起因する損害賠償責任

等

(7) 被害者治療費等補償

- ① 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の故意
- ② 保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 治療費等を受け取るべき者（被害者を含みます。）と生計を共にする同居の親族または生計を共にする別居の未婚の子の行為
- ④ 被害者の心神喪失
- ⑤ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打

等

保険料と加入方法

「市町村社会福祉協議会総合補償制度 更改連絡票兼保険料計算シート」に必要事項を記載のうえ、
保険料をお払込みください。

- ※ 保険料は施設や事業の規模によって異なります。売上高実績、事業費(補助金等を加算)をご記入ください。
- ※ 加入申込書に記入のない項目については補償できないことがありますのでご注意ください。